

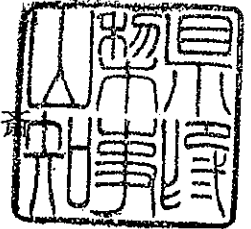
第8号様式（第8条関係）



世富第1247号-1
平成30年11月27日

小葉投資開発株式会社
代表取締役社長 許勢 永 殿

山梨県知事 後藤 勇



ABBA RESORTS 山中湖ホテル建設事業に係る景観配慮書
に対する意見について（送付）

平成30年10月23日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

県民生活部世界遺産富士山課
保全管理担当
TEL 055(223)1330

(別紙)

ABBA RESORTS 山中湖ホテル建設事業に係る景観配慮書
に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：小葉投資開発株式会社
代表者の氏名：代表取締役社長 許勢 永
主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田須田町1-5-10
相鉄万世橋ビル8F
- (2) 対象事業の名称
ABBA RESORTS 山中湖ホテル建設事業
- (3) 対象事業の種類
建築物の新築の事業
宅地の造成の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 47,713.61㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡山中湖村山中字大久保、同大池地内

2 意見

(1) 全般的事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

- ① 予測結果では、定点観測地点や主要眺望地点などから、建築物の屋根や壁面が視認される可能性があるとは指摘しています。建築物の屋根、壁面の色彩は、検討中とのことですが、事業区域が森林の中にあり、森林を背景とした眺望になることが見込まれるため、明度、彩度を抑え周囲の自然と調和するよう配慮してください。
- ② 事業区域は湖面や沿線道路より高台に位置しているため、定点観測地点から視認が見込まれ、特に山中湖南岸の駐車場からは視認性が非常に高いと予測しています。このため、建築物の規模・意匠の検討や植栽による修景など、景観に及ぼす影響を回避、低減するための保全措置を検討してください。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

説明機会付与請求書

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第9条第1項の規定により、景観配慮書の記載事項について説明する機会の付与の請求をします。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業の実施に係る区域の位置	
景観配慮書に対する知事の意見書の受領年月日	年 月 日
説明書の作成に要すると見込まれる期間	日間
連絡先	(電話番号)
備考	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番（縦長）とすること。

2 不要な字句は、削除して使用すること。